大塚　昭　金　市郎　高橋　晃
羽山　信弘　藤田　茂已　藤林　剛
山田　通孝　吉野　勉

従六位に叙する（各通）
江連　國雄　木村　俊雄
高橋幸四郎（以上九月二日）　畑山　幸男

正七位に叙する（各通）
（お茶の水女子大学名誉教授）　尾田　幸雄

正四位に叙する
笹生　俊一

従四位に叙する
漆谷　秀樹　作野　收　高田昭二郎

従五位に叙する（各通）
大谷　敬　後藤　朔
堀川　光夫　宮下　充生

正八位
村瀬　晃　山田　勤
陸川　政次

正六位に叙する（各通）
阿部　憲昭　星岡　昭
渡邊　信行

従六位に叙する（各通）
大川　久　田中千代吉
吉山　勲　田中　穂

正七位に叙する（各通）
（愛知県警部補）

従七位に叙する（以上九月三日）
大橋　正実

島本耕之介

従四位に叙する
従七位
佐藤　勉　高松　哲朗
千田　福一　吉井　良造

従五位に叙する（各通）
（防衛教官）

正六位に叙する
入江　正　猿橋　増造
兵藤　金光　堀本　次男

従六位に叙する（各通）
大高　喜藏　鈴木　亀吉
田子　淳一　中村　敦
横内　駿

正七位に叙する（各通）
井上　小六　星野　光男

従七位に叙する（各通）（以上九月四日）
北住　章

津田　建治　山内　茂男

正七位に叙する（各通）（以上九月六日）
地神　芳文

従四位に叙する
橋本　久藏

正六位に叙する
（常陸大宮市消防司令）

正七位に叙する（以上九月七日）
木村　優

正七位に叙する（九月八日）
小林　貞雄

正六位に叙する（九月九日）
清水　正一

○叙勲

旭日双光章を授ける
冨田　保

旭日単光章を授ける
末永　健　根本　俊雄

旭日単光章を授ける（各通）（以上九月一日）
金　市郎

旭日双光章を授ける
五十嵐　勇　齋藤　守司

旭日単光章を授ける（各通）（以上九月二日）
池上　正司

旭日単光章を授ける（九月三日）
網代　冨雄

旭日小綬章を授ける
木下　昇

旭日単光章を授ける（以上九月四日）
川合　敏男　常木　清

瑞宝小綬章を授ける（各通）
鈴木　生成　鈴木三喜夫
梶原　憲郎
時本　公勝　廣山　末男

瑞宝双光章を授ける（各通）
勝又　國正　坂田　善
梅原　成一
橋本　吉弘　山口　常利

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）
酒匂　次雄

瑞宝小綬章を授ける
内田　清　頴三　弘一
勝美　光雄　木村　俊雄　大塚　昭
藤林　剛　吉野　勉　羽山　信弘

瑞宝双光章を授ける（各通）
鳥崎　保　高橋　晃　山田　通孝

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二日）
（お茶の水女子大学名誉教授）　尾田　幸雄

瑞宝中綬章を授ける
大川　久　大谷　敬　後藤　朔
作野　收　堀川　光夫　宮下　充生
村瀬　晃　渡邊　信行

瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　憲昭　小松　隆良　田中千代吉

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三日）
大高　喜藏　佐藤　勉　猿橋　増造
高松　哲朗　田島　英昭　中村　敦
吉井　良造

瑞宝双光章を授ける（各通）
竹内　信明　田中　義純
星野　光男　横内　駿

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月四日）
山内　茂男

瑞宝単光章を授ける（九月六日）
地神　芳文

瑞宝中綬章を授ける
（常陸大宮市消防司令）　木村　優

瑞宝単光章を授ける（以上九月七日）
清水　正一

瑞宝双光章を授ける（九月九日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、十月五日午前十時十二分御出門、御視察のため、株式会社不二製作所（江戸川区）へ行幸、午後零時二十二分還幸になった。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、電気通信産業労働組合から、賃金体系改定等の要求に関して、平成23年10月11日以降、同組合の組合員が従事する東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー、株式会社NTT東日本―宮城及び株式会社NTT東日本―福島の全職場（青森県、宮城県、福島県、埼玉県、東京都及び神奈川県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成23年10月7日

厚生労働大臣　小宮山洋子

最低賃金の改正決定に関する公示

島根労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成23年10月7日

島根労働局長　佐藤　弘実

第4号中「1時間642円」を「1時間646円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、沖縄県最低賃金（昭和55年沖縄労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成23年10月7日

沖縄労働局長　川口　秀人

第4号中「1時間642円」を「1時間645円」に改める。

国家試験

第7回紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の3第1項及び第13条の4の規定に基づき、第7回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

平成23年10月7日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県

2　試験日　平成23年11月26日（土）

3　試験科目　個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。